

門真市子ども・子育て支援事業計画の 中間見直しについて

平成 30 年 3 月

門真市

1. 門真市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

(1) 見直しの背景

平成24年8月、子ども・子育て関連3法が成立し、それに基づき平成27年度より、子ども・子育て支援新制度が開始されました。そしてこの新制度の開始にあたり、平成27年3月、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援の提供体制の確保と拡充を図ることを目指し、門真市子ども・子育て支援事業計画を策定いたしました。

この計画は平成27年度から平成31年度までの5カ年計画として策定しており、平成26年に内閣府より示された、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、量の見込みと実績値が大きくかい離している場合は、計画期間の中間年を目安として、必要に応じて、見直しを行うこととされています。

そのため中間年度である平成29年度、計画策定時から現在に至るまでの児童数の変化や、教育・保育の利用者数、待機児童数の実績値を鑑み、より現状に即した適切な、子ども・子育て支援体制の確保を図るため、計画の中間見直しを実施いたしました。

(2) 見直しの基準

平成29年6月に内閣府が新たに示した、「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方（作業の手引き）【改訂版】」に基づき、見直しの基準を設定しています。

① 幼児期の教育・保育の量の見込みの見直し基準

→平成28年4月1日時点の支給認定区分ごと（3号認定については、0歳児と1・2歳児ごと。）の子どもの実績値が、計画における量の見込みよりも10%以上のかい離がある場合には、原則として見直しを行う。

② 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの見直し基準

→教育・保育の量の見込みの見直しにあわせて、現在までの実績値に基づき、必要に応じて見直しを行う。

2. 推計児童数について

計画策定時の推計児童数と実績人口を比較したところ、一部に10%以上のかい離が生じていたため、見直しを実施しました。

過去の実績人口の動勢から変化率を求め、将来人口を推計する方法（コーホート変化率法）に基づき算出しています。

	平成30年度		平成31年度	
	見直し前	見直し後	見直し前	見直し後
0歳	765	864	749	890
1歳	778	832	759	855
2歳	777	782	756	806
3歳	783	729	762	750
4歳	801	807	772	716
5歳	861	870	784	801

3. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策について

（1）量の見込みの算出方法

子ども・子育て支援新制度がスタートした平成27年度から平成29年度にかけての支給認定割合の変化を踏まえ、3年間の支給認定割合の増減値の平均を算出し、平成29年度の実績値に加えることで、30年、31年の支給認定割合の推計を行っています。

この支給認定割合に推計児童数を乗じた値を、量の見込みとしています。

「補正後の推計児童数」×「支給認定割合」＝「見直し後の量の見込み（人）」

(2) 幼児期の教育・保育の提供体制に係る確保内容及びその実施時期

【平成 30 年度】

①北部

				見直し前			見直し後			
				1号	2号	3号	1号	2号	3号	
									0歳	1・2歳
量の見込み				422	607	535	397	699	119	468
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設 (施設型給付)	幼稚園、 保育所、 認定 こども園	市内	295	672	488	316	730	104	381
			市外	49	11	0	38	22	1	6
	特定地域型保育事業 (地域型保育給付)	小規模保育、家庭的保 育、事業所内保育、 居宅訪問型保育	—	—	35	—	—	20	79	
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)	上記に該当しない	368	—	—	253	—	—	—	
	企業主導型(地域枠)	上記に該当しない	—	—	—	—	—	5	18	
	提供量合計				712	683	523	607	752	130
過不足数				290	76	▲12	210	53	11	16

②南部

				見直し前			見直し後			
				1号	2号	3号	1号	2号	3号	
									0歳	1・2歳
量の見込み				470	645	419	507	682	107	418
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設 (施設型給付)	幼稚園、 保育所、 認定 こども園	市内	423	602	406	225	599	82	335
			市外	49	10	0	13	10	2	5
	特定地域型保育事業 (地域型保育給付)	小規模保育、家庭的保 育、事業所内保育、 居宅訪問型保育	—	—	13	—	—	9	46	
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)	上記に該当しない	301	—	—	445	—	—	—	
	企業主導型(地域枠)	上記に該当しない	—	—	—	—	4	2	6	
	提供量合計				773	612	419	683	613	95
過不足数				303	▲33	0	176	▲69	▲12	▲26

③全体

				見直し前			見直し後			
				1号	2号	3号	1号	2号	3号	
									0歳	1・2歳
量の見込み				892	1,252	954	904	1,381	226	886
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設 (施設型給付)	幼稚園、 保育所、 認定 こども園	市内	718	1,274	894	541	1,329	186	716
			市外	98	21	0	51	32	3	11
	特定地域型保育事業 (地域型保育給付)	小規模保育、家庭的保 育、事業所内保育、 居宅訪問型保育	—	—	48	—	—	29	125	
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)	上記に該当しない	669	—	—	698	—	—	—	
	企業主導型(地域枠)	上記に該当しない	—	—	—	—	4	7	24	
	提供量合計				1,485	1,295	942	1,290	1,365	225
過不足数				593	43	▲12	386	▲16	▲1	▲10

【平成 31 年度】

①北部

				見直し前			見直し後			
				1号	2号	3号	1号	2号	3号	
									0歳	1・2歳
量の見込み				422	605	534	346	723	139	540
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設 (施設型給付)	幼稚園、 保育所、 認定 こども園	市内	295	672	499	316	730	121	411
			市外	49	11	0	38	22	1	6
	特定地域型保育事業 (地域型保育給付)	小規模保育、家庭的保 育、事業所内保育、 居宅訪問型保育	—	—	35	—	—	32	105	
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)	上記に該当しない	368	—	—	253	—	—	—	
	企業主導型(地域枠)	上記に該当しない	—	—	—	—	—	5	18	
提供量合計				712	683	534	607	752	159	540
過不足数				290	78	0	261	29	20	0

②南部

				見直し前			見直し後			
				1号	2号	3号	1号	2号	3号	
									0歳	1・2歳
量の見込み				469	645	419	433	668	123	452
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設 (施設型給付)	幼稚園、 保育所、 認定 こども園	市内	423	635	406	272	766	127	414
			市外	49	10	0	13	10	2	5
	特定地域型保育事業 (地域型保育給付)	小規模保育、家庭的保 育、事業所内保育、 居宅訪問型保育	—	—	13	—	—	9	46	
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)	上記に該当しない	301	—	—	445	—	—	—	
	企業主導型(地域枠)	上記に該当しない	—	—	—	—	4	2	6	
提供量合計				773	645	419	730	780	140	471
過不足数				304	0	0	297	135	17	19

③全体

				見直し前			見直し後			
				1号	2号	3号	1号	2号	3号	
									0歳	1・2歳
量の見込み				891	1,250	953	779	1,391	262	992
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設 (施設型給付)	幼稚園、 保育所、 認定 こども園	市内	718	1,307	905	588	1,496	248	825
			市外	98	21	0	51	32	3	11
	特定地域型保育事業 (地域型保育給付)	小規模保育、家庭的保 育、事業所内保育、 居宅訪問型保育	—	—	48	—	—	41	151	
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)	上記に該当しない	669	—	—	698	—	—	—	
	企業主導型(地域枠)	上記に該当しない	—	—	—	—	4	7	24	
提供量合計				1,485	1,328	953	1,337	1,532	299	1,011
過不足数				594	78	0	558	141	37	19

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について

(1) 利用者支援事業

【事業概要】

子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行います。

【量の見込みと確保方策】

	見直し前		見直し後	
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (実施箇所数)	2	2	2	2
確保方策 (実施箇所数)	2	2	2	2

【見直しの方向性】

計画と実績とのかい離が少ないため、見直しは実施しません。

【今後の方向性】

現在、市役所の窓口において実施している1箇所に加え、保健福祉センターにおいて、母子保健型を実施している。今後は、設置が法定化された子育て世代包括支援センターにおいて、母子保健型と基本型の連携実施を検討します。

(2) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	見直し前		見直し後	
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (年間のべ利用人数)	8,792 人	8,580 人	<u>17,721 人</u>	<u>17,721 人</u>
確保方策 (実施箇所数)	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

【見直しの方向性】

見込みと利用状況にかい離が生じていることから、量の見込みについて見直しを実施。確保方策については、現在の2カ所の施設での受入れが可能であることから、見直しは実施しません。(27年度・28年度の利用実績数及び29年度の利用見込み数の平均値により算出)

【今後の方向性】

今後も、育児プログラムの内容や回数を充実することで、施設の利用促進を図ります。

(3) 妊婦健康診査

【事業概要】

母子保健法に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	見直し前		見直し後	
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量 の 見 込 み (年間受診のべ人数)	11,466	11,214	11,466	11,214
確 保 方 策 (実 施 体 制)	実施機関：大阪府内妊婦健康診査取扱医療機関 (大阪府以外の医療機関で受診された場合、償還払いにて対応可) 検査内容：・健康状態の把握（問診、診査など） ・血圧、体重測定 ・血液検査 ・尿化学検査 ・超音波検査 ・子宮頸がん検査 ・B群溶血性レンサ球菌、クラミジア			

【見直しの方向性】

計画と実績とのかい離が少ないため、見直しは実施しません。

【今後の方向性】

引き続き、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の入り口となる妊娠届出時の助産師又は保健師による全数面接を確実に実施し、適切な妊婦健康診査の受診がなされるよう、努めます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

【事業概要】

生後4か月を迎えるまでの乳児がいるすべての家庭を訪問するとともに、子育て支援に関する情報提供並びに支援の必要な家庭に対する助言を行い、子育ての孤立化を防ぐための事業です。

【量の見込みと確保方策】

	見直し前		見直し後	
	平成30年度	平成31年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (利用実人数)	765	749	<u>820</u>	<u>820</u>
確保方策 (実施体制)	実施体制：約10人の訪問員により対象家庭を訪問 委託先：市内に在住し子育て事情に精通するとともに、地域環境を把握している子育て経験者等に委託して実施			

【見直しの方向性】

計画と実績にかい離が生じており、今後についてもかい離が見込まれることから、見直しを実施。(29年度の利用者数の見込み及び27年度・28年度の出生者数中の実利用人数の割合の平均を用いて算出)

【今後の方向性】

今後も、対象となる全ての家庭の訪問を実施し、継続する中で、養育についての相談に応じるとともに、子育て支援サービスの周知徹底を図り、子育ての孤立化防止を目指します。

(5) 養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が特に必要と判断された家庭に対して、保健師、保育士、ヘルパー等子育て経験者等が、居宅訪問し、養育に関する助言指導等を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	見直し前		見直し後	
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (利用実人数)	6	6	6	6
確保方策 (実施体制)	実施体制：約 10 人 委託先：民間のヘルパー会社等に委託し実施			

【見直しの方向性】

計画と実績とのかい離が少ないため、見直しは実施しません。

【今後の方向性】

支援方策等が多岐にわたる事から、その相談ニーズに対応するため、実施方法を検討しつつ、引き続き支援が必要な家庭に対し、養育者の育児不安を軽減するなどの支援を実施します。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

【事業概要】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、施設等で必要な保護を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	見直し前		見直し後	
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (年間のべ利用人数)	72	69	72	69
確保方策 (年間のべ利用人数)	72	69	72	69

【見直しの方向性】

見直しは実施しません。

【今後の方向性】

実績として相談件数が少ないことから、実施には至っていませんが、今後も利用ニーズを見極めながら引き続き必要性について検討します。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

【事業概要】

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって一時的、有償で子どもを自宅で預かるなどの相互援助活動事業です。

【量の見込みと確保方策】

	見直し前		見直し後	
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量 の 見 込 み (年間のべ利用人数)	698	676	698	676
確 保 方 策 (年間のべ利用人数)	698	676	698	676

【見直しの方向性】

計画と実績とのかい離が少ないため、見直しは実施しません。

【今後の方向性】

平成 27 年度に実施した「すくすくかどまっ子応援券」の利用補助により増加した依頼会員のニーズに対応するため、ファミリー・サポート・センター主催の子育て支援講演などを通して、事業を周知し、協力会員の増員を図ります。

(8) 一時預かり事業

【事業概要】

保護者の疾病等により一時的に保育を必要とする子どもに対して一時預かりを実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

		見直し前		見直し後	
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
幼稚園	量の見込み (年間のべ利用人数)	21,918	20,780	21,918	20,780
	確保方策 (年間のべ利用人数)	21,918	20,780	21,918	20,780
保育所	量の見込み (年間のべ利用人数)	8,057	7,749	8,057	7,749
	確保方策 (年間のべ利用人数)	8,057	7,749	8,057	7,749

【見直しの方向性】

計画と実績とのかい離が少ないため、見直しは実施しません。

【今後の方向性】

現状において、概ね受け入れができていることから、引き続き保育所及び認定こども園において一時預かり（一般型）を実施します。また、保護者の多様なニーズに対応するため、認定こども園や施設型給付の幼稚園の在園児を対象にした一時預かり（幼稚園型）も実施します。

(9) 時間外保育事業（延長保育事業）

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

		見直し前		見直し後	
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (利用実人数)	北部	278	266	<u>575</u>	<u>611</u>
	南部	204	197	<u>337</u>	<u>427</u>
	合計	482	463	<u>912</u>	<u>1,038</u>
確保方策 (利用実人数)	北部	278	266	<u>575</u>	<u>611</u>
	南部	204	197	<u>337</u>	<u>427</u>
	合計	482	463	<u>912</u>	<u>1,038</u>

【見直しの方向性】

計画と実績にかい離が生じているとともに、施設数の増加に伴い、今後も利用者数の増加が見込まれることから、見直しを実施（28年度における施設利用者全体数中の事業利用人数の割合を確保予定の保育定員数にかけて算出）

【今後の方向性】

引き続き、保育所、認定こども園、小規模保育事業において、保育時間の延長が必要な子どもの保育を実施できる体制を継続します。

(10) 病児・病後児保育事業

【事業概要】

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、医療機関等に付設された専用スペース等で児童を一時的に預かる事業です。

【量の見込みと確保方策】

	見直し前		見直し後	
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (年間のべ利用人数)	902	867	902	867
確保方策 (提供量)	902	867	902	867

【見直しの方向性】

計画と実績とのかい離が少ないため、見直しは実施しません。

【今後の方向性】

引き続き、本事業が利用しやすい環境を構築するとともに、新たな実施に向け検討を進めます。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。

【量の見込みと確保方策】

	見直し前		見直し後	
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (登録児童数)	1,206	1,174	<u>1,592</u>	<u>1,656</u>
確保方策 (登録児童数)	1,206	1,174	<u>1,592</u>	<u>1,656</u>

【見直しの方向性】

計画と実績にかい離が生じており、今後についてもかい離が見込まれることから、見直しを実施（30年度の利用意向調査結果及び27年度からの増加率により算出）

【今後の方向性】

待機の発生している小学校については、引き続き、利用ニーズに対応するため、小学校の教室の使用状況などを勘案し、受入れ人数拡充を図ります。